

報告応募についての注意事項

(1) 申込資格・条件

- ・当学会正会員であること。または、手続きが完了している正会員入会申請者(入会申込書提出後・年会費納入済で承認待ちの方)であること。
- ・学会期間中はどの時間に報告を割り当てられても報告できること。

・大学院生セッションに関しては、報告時に正規の大学院生として在籍していること(在籍しているも休学中の者は除く)。

(2) 応募に関する注意事項

- ① 応募者は、報告の日程や時間帯等について指定することはできない。
- ② 報告要旨の本文中に、応募者の氏名が特定できるような記載はしないこと。固有名詞そのものではなくとも「拙著」のような表現も避けること。
- ③ 大学院生セッションに関しては、報告は単独報告に限る。

(3) 大会報告要旨タイトル変更の不可

近年、応募時タイトルと実際の大会発表および報告要旨掲載のものとは異なるケースが増えております。皆様よりお送りいただいた報告要旨はレフェリー・システムを通過しており、応募時の内容にて採否決定がなされております。

また、プログラムには採択時点のタイトルで掲載されますので、開催校にご迷惑をおかけすることにもなります。

大会委員会の審査を経て採択されたものについては、その後のタイトル変更は一切認められません。

尚、年度末における事業報告書にも申込書記載の内容にて掲載いたします。ご了承ください。

- ① 報告者及びタイトルの変更は認められない。
- ② プログラム及び報告要旨、事業報告書は申込時点の内容にて掲載をする。

(4) 大会報告辞退の不可

審査通過後の報告辞退は、プログラム確定の遅延や、実際に大会当日の運営に支障をきたすこともあり、開催校と司会者に多大な迷惑をお掛けすることにもなります。また、学会報告は研究業績の一部として扱われることもあり、大会プログラムや報告要旨集が公式文書として存在している以上、報告

が行なわれなかった場合には、学会としてその事実も公式 に記録として残す責任があります。

従いまして、当学会大会委員会では、急病などの場合も含めて、いかなる理由にかかわらず報告辞退の事実を記録し、周知するべきであるとの結論に達しました。

- ① 報告として大会委員会の審査を経て採択されたものについては、辞退を認めない。
- ② 大会プログラムに掲載されているものの、実際には行なわれなかった報告については、その事実等を『学会通信』等で会員に周知する。

会員の皆様におかれましては、趣旨をご理解いただくとともにご協力をお願い申し上げます。

(2011年10月7日より実施)

(2016年10月7日改定)